

## 彙報

### 二〇一四年度前期東洋学講座講演要旨

(東洋文庫創立九十周年記念)

第五四一回 六月三〇日(月)

#### 朝鮮在住日本人の華北認識

—総合雑誌『朝鮮及満洲』

掲載記事を事例として—

東洋文庫研究員 松重 充浩  
日本大学教授

本報告は、戦前期日本における華北認識の全体的な再構成を考察する上で不可欠な作業課題の一つとなる、所謂「外地」日本人社会における当該認識の検討に関して、その初歩的一階梯として、日本敗戦前の朝鮮で最も長期にわたり日本語で刊行された所謂「総合雑誌」である『朝鮮及満洲』（以下、『朝満』と略）に掲載された華北認識に関する記事を事例に検討をおこなったものである。

報告では、先ず、『朝満』の書誌的情報と編集方針および論調の概要が確認された。『朝満』は、編集長である釋

彙報 松重

尾春仍の強い指導下、「朝鮮の文化開拓」への寄与と「鮮満開拓と大陸進出の急先鋒」として「文章報国」を編集方針とし、「在野の知識人系列に位置した人物達によって導かれ、中下層の在朝日本人を代弁する」論調を中心とした記事を掲載し、京城の日本人社会で現地刊行日本語総合雑誌として最も多くの読者を得ていた『朝鮮公論』に次ぐ読者を獲得していた雑誌だった。

次いで、同誌掲載の華北該当用語が如何なる認識の下で使用されたのかを、満洲事変前、満洲事変後、日中戦争後の大きく三つの時期に分けて、具体的な記事内容を引用しつつ紹介し、それぞれの時期の特徴として以下の指摘をおこなった。

満洲事変以前においては、「北清」、「北方」、「北支那」などの用語が多分に地政学的な用語として使用されていたが、第一次世界大戦を契機に、比較的流動性が低い省域を構成ユニットとして、自然環境や諸産業との連関性をふまえた、より明確な「地誌」的認識を包含させた「北支那」という用例が登場した。しかし、この用例は相対的に少数であり、当該期の『朝満』の華北認識は、漠然とした地政学的な用例が中心であり、華北は朝鮮にとって言わば「遠い」存在だった。

満洲事変後は、華北に対する関心が増大する中、従来の

「北方」や「北清」という用例が大きく減じる一方で、「北支那」に加えて「北支」という用語の使用頻度が増加していく。この時期は、地政学的な認識を包含しつつも省域を軸とした明確な地理的空間認識を形成する方向に大きく傾動化した華北認識を前提とした華北該当用語の使用例が定着していく。それは、満洲事変前に確認されていた華北をめぐる二つの認識が統合化された形でもあるが、この背景には、満洲事変後の華北政局の流動性と日本の華北侵出状況に加えて、朝鮮から華北へのビジネスチャンスが、従前に比して相対的にせよ増加しつつある中で、曖昧な地政学的な地域概念を前提とした情報だけでなく、具体的に確実な地誌的な情報が必要とする状況があった。

日中戦争後になると、『朝満』では、華北を朝鮮が「日滿支経済ブロック」の中で自らの存在を主體的に展開する地域と認識すると同時に、両地域の連関性が朝鮮の消長に大きくかわかるとする認識を披瀝する記事が展開されていく。華北を日本と朝鮮・満洲との一体性の中で認識する記事が展開する様になるのである。

同時に、この時期になると、華北を、自然地理や産業の同時代的な一体性だけでなく、歴史や文化という、時間的に形成された一体性を組み入れた形で認識する用例が顕在化して行く。華北に対し、正しく「時空間」的な地域とし

て、あたかも所与で自明な存在であるかのような認識が喚起されつつあったといえよう。日中戦争を契機に『朝満』の華北認識は、日本や朝鮮・満洲との一体的認識を孕みつつも、所与の地域概念として自立・通念化しつつあったのである。

以上の報告をふまえて、最後に、日中戦争長期化の中で華北認識が如何なる変容を遂げたかについての見通しが示された。日中戦争が長期化し、朝鮮社会の負担が増加し、日本による朝鮮の戦争遂行における一兵站基地化がより明瞭化すると、『朝満』では、前述した「朝鮮・満洲・華北」の一体化状況を前提とした華北認識から、その一体化状況を相対化しつつ朝鮮の自立性と独自の利益を強く主張する論調が登場する。それは、華北を朝鮮から再び「遠い」存在と認識する方向性を包含するものであり、日本の大陸侵出が朝鮮の発展にも繋がるという釋尾の編集上の信念、別言すれば、華北認識を日本の大陸侵出と朝鮮社会の発展をリンクさせつつ展開させてきた『朝満』が拠って立つ現実基盤が失われていく状況を示すものでもあったと。この状況の下、一九〇八年三月に創刊された『朝満』は、一九四一年一月に第三九八号をもって廃刊するに至るのである。

## 華北地域概念の形成と日本

東洋文庫研究員 久保 亨  
信州大学教授

ある広がりを持った地理的空間に与えられる固有の地域名は、さまざまな意味をとめないながら歴史的に形成されたものである。華北という地域概念もその一つにほかならない。北清、北支、華北などの言葉によって特定の地域を捉える考え方が形成されてくる過程は、日中関係の歴史と密接に関わっていた。「華北農村」や「華北社会」という類型化を試みる際も、華北という地域概念の持つ歴史的な意味に留意することが求められる。

中国で華北という言葉が用いられるようになったのは、それほど古いことではない。張利民「華北考」(『史学月刊』二〇〇六年 第四期)などによれば、一九世紀の後半、外国と接触する機会が増え、North China という外国語を北中国、ないし北華と訳して用いたのが始まりだった。では日本の場合はどうであったか。

日本人の著作として最初に「北清」を書名に掲げたのは、一八八八年に刊行された仁礼敬之(ニレタカユキ)の『北清見聞録』である。天津近辺の商業事情について紹介

しながら、日本が清国の豊かな資源と市場を活用し、その優れた商習慣や契約慣行を取捨選択していくべきことを力説しており、清国を蔑視するニュアンスが感じられない。筆者の仁礼敬之(一八六一—一九六年)は、いわゆるアジア主義的な団体の草分けである興亜会とその後身亜細亜協会の活動を支えた若手会員の一人で、興亜会の支那語学校で中国語を学び、清国に留学した人物であった。

その後、一八九〇年代後半になると「北清」という言葉を用いた書籍が急増する。日清戦争と義和團事件が起き、華北地域に関わる日本の権益が問題になり始めた時期であった。一九〇三年に刊行された外務省通商局の『北清地方巡回復命書』は、「北清ト称スルハ山東、直隸及滿洲地方ニシテ」と広大な華北及び東北地域全体を見渡す議論を提起するとともに、「露国ハ其租借地タル大連港ヲ自由貿易港ト為サントシ、独ハ膠州灣ヲ開キテ山東省付近ニ於ケル貨物ノ集散地ニ充テントシ」と両国の動きに神経をとがらせている。そしてこの地域について、「五十六万余方哩ニ跨カリ人口九千五百万余ニシテ……工業未タ発達セス生計ノ程度モ亦低キヲ以テ、我国ノ商品ヲ売込ムニハ最適当ノ地方ト謂フ可キナリ」と市場としての魅力を強調する内容になっていた。

ただし日本の華北認識は、そのままの勢いで広がったわ

けではない。日露戦争後、ロシアが東北に持っていた利権を引き継いだ日本は、満鉄への投資を含め東北に大挙進出していく。こうして東北への関心が格段に強まった反面、華北への関心は相対的に弱まった。その間に「北清」という言葉は、一九二二年の清朝滅亡にともない「北支」という言葉に変わっている。その後、第一次世界大戦を機に日本が青島と山東鉄道沿線を占領したことから、一時は華北地域全体に対する関心が高まるかに見えた。しかし中国で勃発した五四運動とその後に開かれたワシントン会議の結果、日本軍が撤退を余儀なくされたため、日本の華北地域に対する関心も再び後退した。

そうした状況が一変するのが一九三〇年代である。「北支」や「北支那」という言葉を冠した書籍が大量に出回り、ほぼ現在の華北地域に近い地域概念が一般に普及し用いられるようになった。日本軍の華北分離工作が加速するにつれ、満鉄などの調査機関も華北調査に大きな力を割くようになった。なお一九三五年に日本政府が公文書で「中華民国」という呼称を用いるようになったことから、「華北」という言葉も一部で使用されるようになっていく。

日本人の華北概念形成の基礎にあったのは、まずは天津や青島などの市場圏に対する経済的関心であった。これには鉄道網の整備も関係していたし、華北で日本人が住んで

いたのが主に天津租界と青島租借地であったことも影響していた。同時に日清戦争以来、華北侵略まで続いた軍事行動が大きな意味を持ったことも指摘されなければならない。その一方、日本人の華北概念の場合、中国人の場合とは異なり、文化的政治的背景を伴う「北方」、「北洋」といった要素は、きわめて微弱であった。北方方言と南方方言の違い、小麦・雑穀類を中心にした北の食文化と米を主食とする南の食文化の相違、京劇と越劇の差異、北洋派と西南派の軍事的政治的対立等々が、生活実感を伴う形で意識される機会は、きわめて少なかったのである。

このような、ある種の偏りを持った華北地域概念は、日本人の華北に対する眼差しにも微妙な歪みをもたらしていた可能性がある。近現代中国史や日中関係史の理解にとってはもろろんのこと、現在、われわれが華北という地域概念を用いて議論する場合にも、そのような地域概念が形成されてきた歴史的経緯に注意を払っていくことが求められる。

この講演の内容は、『東洋文庫論叢七六「華北の発見」(二〇一三年刊)』に掲載された拙稿が基礎になっている。合わせて御参照いただければ幸いである。

第五四三回 七月一日(火)

## 光棍例の成立とその背景

### ―清初における秩序形成の一過程―

東洋文庫研究員 山本 英史  
慶應義塾大学教授

「光棍」とは、中国各地に存在した「不法行為」に及ぶ反社会的と目された者たちを指し、清朝は彼らを一括して光棍例という名の法例によって取り締まった。

光棍例は『大清律例』所載の一条例であり、「悪棍で手を尽くして官や民を強迫する者」に対し、主犯は「斬立決」、従犯はすべて「絞監候」で処罰することを内容とした。その特徴は①徒党を組んで官に反抗する者、凶悪性犯罪者、殺意がなくても相手を死に至らしめた者などが「光棍」と見なされていること、②必ずしも「光棍」の範疇に入るとは思われない者の犯行に対して「光棍例」が比附（相応しい条文がない場合、その事情に近い条文を挙げて定罪すること）されていること、が挙げられる。この法例が殺人を伴わない犯行に対しても適用されたことはその処罰が極めて重いものであったことを示している。

ところで『大清律例』には「光棍」を取り締まるもう一つの条例（棍徒例）が存在した。それは「凶悪な棍徒で確

かな証拠がある者」に対しては極足辺四千里發遣に処するが、「実際に罪状が凶悪とはいえない者」に対しては各々該当する律例に基づいて定罪し、本例を濫引してはならないというものであった。その特徴は①「棍徒」と見なされた犯罪者に対して棍徒例が適用されているほか、必ずしも「棍徒」の範疇に入らない犯罪者に対しても通常よりも重い刑を加えるために援用されており、その点では光棍例の適用のあり方に似ていること、②『大清律例』所載条例に限れば棍徒例の言及が十八世紀後半以降に盛んになる傾向があり、それは光棍例の適用が清代前期に集中するのと好対照であること、が挙げられる。二つの条例の適用には清代前後期の時間的な棲み分けがあったのかもしれない。

光棍例の来源は『大清会典』所載の順治十三年（一六五六）の議准に求められる。これによれば最初の光棍例は北京城内の「悪棍」を対象としており、処罰は主犯でも立絞、従犯では死刑を免れるという相対的に軽いものであった。ところが康熙十二年（一六七三）の覆准に至ると主犯に対する処罰が「立絞」から「立斬」へ、従犯でも相手に重傷を負わせた場合は「絞監候」に処することが決められた。続いて康熙十五年（一六七六）の議定では主犯・従犯とも均しく「立斬」に処すとされ、その処罰が最も強化された。光棍例は四年後の康熙十九年（一六八〇）の議准にな

ると、従犯に対しては「絞監候」に復し、処分は康熙十五年の議定に比べてやや軽減されたが、おしなべて「絞監候」に処せられることになったのは康熙十二年覆准以前に戻るものでなかったことを示している。康熙十九年の議准はその後若干の微修正を経るも、清末に至るまでその基本方針は踏襲された。

このような光棍例の一連の変化は、三藩の乱への対応など当時の政治情勢の反映と見ることも可能かもしれない。しかし康熙十九年以降になると光棍例のむやみな適用をめぐって清朝中央で議論が展開される。それは総じて光棍例をそのまま適用するのを抑え、皇帝独自の判断のもと「立決」を「監候」に改めるなど、情状酌量の余地を残した柔軟な対応をとる傾向にあった。その一連の過程を踏まえて康熙二十年（一六八一）に新たに制定されたのが、光棍例に比べて処分が軽いことを特徴とする棍徒例であった。

以上の過程はおよそ次のようにまとめられる。光棍例は清朝の中国本土支配がまだ確立・安定しなかった時期に設けられた厳法の一つであった。その目的は反社会的と見なされた漠然とした集団ないし個人に対し、その多様で無限的な行動を規制することであり、それゆえ違反者に対する処分は苛酷なものであった。しかし、その原則的・愚直的な準拠は法の性格上、他の法との均衡を欠き、多くの支

障が生じた。そこで清朝はその中国本土支配が安定し始める康熙二十年前後を境に光棍例の運用を現実的・柔軟なものへと変更する傾向を示した。そして乾隆初年の法例整備を経た結果、光棍例はその適用対象を極めて限定的なものにすることで、その原則を維持しつつも、いわゆる「光棍」に対しては光棍例で処断することを極力避けるという穏当な対応が取られることになったのである。

そのような条例があえて清初に設けられたのはなぜか。そこに明末農村社会の流動化に伴う人の都市への流入とその結果による治安の悪化という要因を想定することができ。北京をはじめとする主要都市における流動人口はむしろ相対的に増加する傾向があった。清朝はこの状況に対処するため光棍例なる法を設け、それぞれの地域に法制に基づいた一定の秩序を求めた。ここに清朝の中国本土支配の清初における特有のあり方、すなわちその政権が確立・安定するまでの、いわば過渡期的態勢下における不寛容で原則的な統制を頑なに貫こうとする意思の発現を見て取ることができるのではないか。

## 明末江南の商業化と宗族規範

東洋文庫研究員 濱島 敦俊  
(台湾)国立暨南国際大学教授

伝統的漢人社会における、祭祀及び財産の継承に関する基本原則は、「同姓同宗・男系卑属男子・昭穆相当」という語句に集中して表現される。これは、民間の牢固たる慣習であると同時に、国法上の不動の原則でもあった。

農業社会で人口流動が少なく、同族聚居が多かった時代には、この原則は実効性を持ち得たであろう。商業化が進み、従って人口の流動性が高まった時期に、相続に関するこの規範は、影響を受けなかったであろうか。本講演の初発の関心は、ここに在った。具体的考察に先立ち、三点に就いて、概念規定を行った。第一「江南」…ここでは最も狭義の江南デルタ(行政的には明清の江南五府)に限定し、その共通する特性として、自然地理(沖積低地)・人工地(圩田地帯)・商業(定期市の欠如)・共同祭祀(総管信仰)・郷紳問題・宗族(の稀薄)の六点を挙げた。第二「商業化」…十六世紀半から江南は伝統的な水稻耕作に加え、商業作物の増加、手工業への依存が顕著となり、小農家族の生計も、家内手工業による貨幣の獲得に依存するよう

になる。この現象の動因は、低地開発が終焉し人口圧力が生起したという内因と、同時期の世界的変動―大航海時代という外因の複合に在った。第三「宗族」…複数の家族(世帯)を含む父系血縁集団であり、族員の再生産を保障する *salvage net* の機能が重要である。ただ全中国の全ての地域に普遍的な現象では決してなく、とりわけ江南では極めて微弱である。

全国に先駆けて商業化が進んだ明末江南において、さなきだに族的結合の稀薄なこの地方で、同姓同宗云々という伝統的継承規範は、何らの影響を受けなかったであろうか。問題の探索に、恰好と思われる一個の裁判資料を見出し、それを主軸に考察を展開した。十六世紀後半、松江府の推官(司法担当)毛一鷲が残した判決文集(「判牘」)である『雲間讞略』(北京図書館所蔵)に、継承をめぐる家族紛争の判決が収められている。

棉業を中心に、繁栄を極めた松江府城の富人宋国は、男の子が生まれず、同姓同宗等の伝統的規範に従って、甥の承祖(兄弟の子か、従兄弟の子かは不明)を相続人とした。一方で、国は妾楊氏を娶ったが、この品行に甚だ問題ある妾は、おそらく偽装妊娠して、男児耀祖を「出産」した。この嬰兒が宋家の子に非ず、真実は龔姓であることを、訴訟の中で官憲は確認している。しかし、宋国は恐らくそれ

と知らず、遺産は（従つて祭祀も）既に継承している甥耀祖とこの嬰兒耀祖で均分するように遺言し、この世を去る。死後に、宋家から出嫁した女性が、県（華亭県）に訴え出た。初審＝県の判断は極めて原則主義的なものであり、嬰兒の宋家における身分を認めず、当然に遺産相続権も否定した。しかし第二審を担当した推官毛一鷺は、これを覆し、耀祖を宋家の男子と認定、財産相続を認め、ただ成人までは実父龔某に養育と遺産管理を命じた。そしてこの判断は、更に上級の第三審＝蘇松道によって支持されたのである。

同姓同宗等の原則はあれ、実際には貧困な庶民に、後継が得られぬ場合、異姓の男児を収養して後継とする風習は決して珍しいものではなかった。しかし、伝統的規範に忠実に従つた承継人が存在するにもかかわらず、異姓であることが確実な嬰兒を同じ族人と認定し、財産（及び祭祀）に平等な権利を許認した判決は、極めて異常なものと言わざるを得ない。毛一鷺の判断の根拠（法源）は、第一に宋国が実子を切望していた思いを尊重すること、第二に遺言が存在すること、この二点を主な根拠とする。故滋賀秀三教授は、夙に、伝統中国の民事訴訟の法源として、「法」の他に、「情」と「理」の二者が存在することを指摘した。まさしく毛一鷺の第一は「情」に依り、第二は「理」を重んじたといえる。では「法」はどうか。毛一鷺は、最後に、

「遺棄された三歳以下の小児は、収養して同姓としてもよい」という律条、つまり「法」の趣旨解釈を行う。しかし、当時の専門家＝律学者は、「自家の姓を与えてもよいが、族人とするのではなく、義男＝奴僕とするのである」と解釈している。律条からは、どう解釈しても、龔姓の嬰兒を宋家の族員と認定することは不可能のはずである。最終判決は上級の省の長官＝巡撫の判断で確定するのであり、この松江府推官・蘇松道の判断が維持されたか否か、これ以上の上料が無く、不明である。

問題は、伝統的規範を大きく踏み外す判断が、なぜ出現したかである。商業化の大変動を経過しつつあった江南では、人々の流動性が高まっていた。故郷を離れ、松江・蘇州をはじめとする都市（市鎮＝market townも簇生する）に移動、族的結合に依存することなく独自に財貨を蓄積した富人も少なくなつたであろう。伝統的教条を遵守し、ほとんど疎遠の族人に承継させることに、拒絶感情を抱く富民もかなりいたのではないか。毛一鷺などの官憲の、一見、異常とも思える判断の社会的基礎は、このような江南の社会的現実にあったのではないか。